

現在の技術指針の内容について

1 技術指針の構成

- 第1 趣旨 (☞参考資料1・1頁)
- 第2 方法書等の記載内容 (☞参考資料1:1・10頁)
- 第3 環境影響評価及び事後調査を行うにあたっての基本的事項 (☞参考資料1:1・9・15頁)
- 第4 環境影響評価及び事後調査の手順 (☞参考資料1:1~8頁)
- 第5 その他 (☞参考資料1:8頁)

2 環境影響評価及び事後調査の手順について

1 方法書の作成

- (1) 事業者は、対象事業の特性の把握を把握する。 (☞参考資料1:1頁)

ア	対象事業の目的
イ	対象事業の種類
ウ	対象事業の実施区域の位置・規模
エ	対象事業の計画の概要
オ	その他対象事業に関する事項

- (2) 対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する。 (☞参考資料1:2・16・17頁)
事業者は、技術指針別表3「対象事業実施区域及びその周囲の概況調査の項目例」を参考としながら、自然的・社会的状況を把握する。

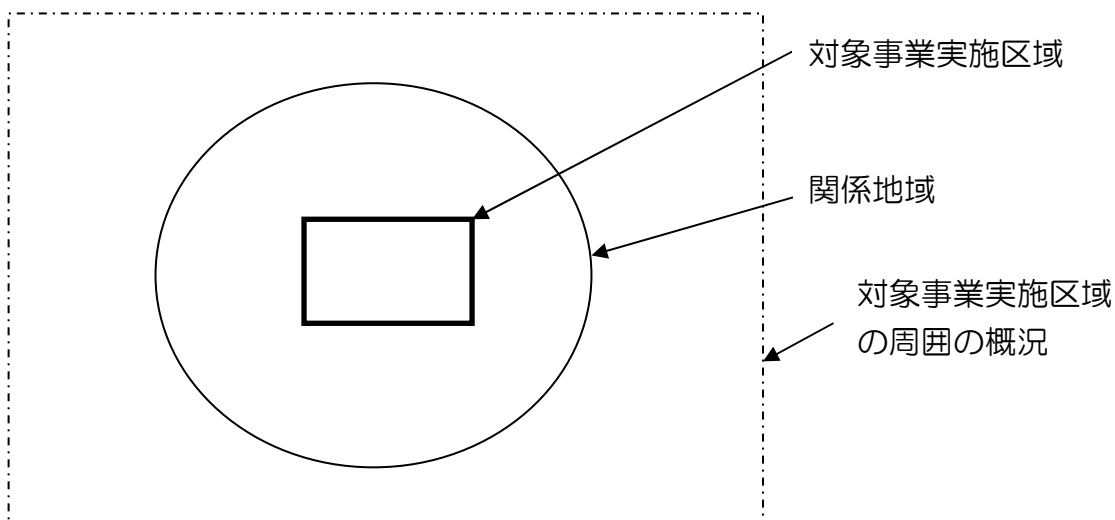
別表3 対象事業実施区域及びその周囲の概況調査の項目例（一部抜粋）

区 分		調 査 項 目		
自 然 的 状 況	地域の生活	公害全般	公害苦情	公害苦情の発生状況
	環境に係る 項目	大気に係る環 境の状況	気象	気象概況、地形等に係る気象状況 風害に係る気象状況
			大気質	大気汚染の状況 大気汚染の主要な発生源の状況
			騒音	騒音の状況 騒音の主要な発生源の状況
			振動	振動の状況 振動の主要な発生源の状況
		悪臭	悪臭の状況 悪臭の主要な発生源の状況	

- (3) 関係地域の設定及びその概況の整理を行う。 (☞参考資料1:2頁)
事業者は、対象事業の実施により1以上の環境要素が影響を受ける地域を関係地域として設定し、その概況を整理する。

別表2 環境要素の区分

<p>1 人の健康の保護及び生活環境の保全，並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素</p>	<p>(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭 (5) 低周波音 (6) 風害 (7) 水質（底質及び地下水を含む） (8) 地形及び地質 (9) 地盤沈下 (10) 土壌 (11) 日照阻害 (12) 電波障害</p>
<p>2 生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素</p>	<p>(1) 植物 (2) 動物 (3) 生態系</p>
<p>3 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素</p>	<p>(1) 景観 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場</p>
<p>4 環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査，予測及び評価されるべき環境要素</p>	<p>(1) 廃棄物等 (2) 温室効果ガス</p>



(4) 環境影響評価の項目

(参考資料1:2・3・18~37頁)

事業者は、別表4の事業種別の基本的な項目を参考とし、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、環境影響評価を行う項目を選定する。

別表4 環境影響評価の項目（一般道路に係る基本項目）

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用			
			建設機械の稼働	用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に物の撤去	切土工等又は既存工作物の撤去	工事施工ヤードの設置	工事に伴う道路等の設置	の存在	道路(地表式又は掘割式)	道路(橋上式)の存在
生活環境	大気質	窒素酸化物									○
		浮遊粒子状物質									○
		粉じん等	○	○							
	騒音	騒音	○	○							○
	振動	振動	○	○							○
	水質	水の濁り				○	○	○			
	地形及び地質	重要な地形及び地質					○	○	○	○	
	その他	日照障害								○	
自然環境	植物	重要な植物種及び群落とその生育地					○	○	○	○	
	動物	重要な動物種及び注目すべき生息地					○	○	○	○	
	生態系	地域を特徴づける生態系					○	○	○	○	
人と自然との豊かな触れ合いを	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観							○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場							○	○	
地球環境	廃棄物等	廃棄物及び副産物				○					

次のいずれかに該当する場合は、必要に応じ基本項目を選定しないものとする。

- 1 環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合。
- 2 関係地域に、環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合。

(5) 調査、予測、評価の手法の選定

(参考資料1：3～5・38～81頁)

別表5の調査手法を参照し、調査、予測、評価手法を選定する。

別表3と異なり、事業ごとではない。

別表5 調査、予測及び評価の手法（一部抜粋）

環境要素の区分	調査手法	予測手法	評価手法
大気質	<p>1 調査内容</p> <p>(1) 大気質の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 環境基本法第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づく大気汚染に係る環境基準の項目 イ 大気汚染防止法第2条第1項第1号及び第2号の物質並びに同条第4項の物質 ウ 大気汚染防止法施行令第1条の物質 エ その他の物質</p> <p>(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 気象の状況 (ア) 風向 (イ) 風速 (ウ) 日射量 (エ) 放射収支量 (オ) その他 イ 規制等の状況 (ア) 大気汚染に係る環境基準、排出基準等 (イ) 周辺の土地利用 (ウ) その他</p> <p>2 調査方法</p> <p>(1) 大気質の状況 札幌市等が設置する常時監視測定局、気象台、測候所等における測定資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 (2) 自然的・社会的状況 ア 気象の状況 (ア) 直近の地上気象観測指針（気象庁）に定める方法 (イ) 直近の高層気象観測指針（気象庁）に定める方法 (ウ) その他の適切な方法 イ 規制等の状況 関係する法令及び資料調査による。</p> <p>3 調査地域</p> <p>対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、既存の事例、簡易な拡散式による試算等によりその範囲を推定して定める。</p> <p>4 調査地点（一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合）</p> <p>調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</p> <p>5 調査期間及び時期</p> <p>調査地域の特性を考慮して、年間を通じた大気質の状況を把握できる程度とする。</p>	<p>1 予測内容</p> <p>対象事業の実施により変化する大気汚染物質の濃度又は飛散若しくは降下する量とする。</p> <p>2 予測方法</p> <p>次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。 (1)ブルームモデル (2)パフモデル (3)JEAモデル (4)風洞模型実験</p> <p>3 予測地域</p> <p>対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれがある地域とする。</p> <p>4 予測地点（一定の地点に関する大気質の状況の変化を重点的に収集することとする場合）地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、大気質への環境影響を的確に把握できる地点等、予測に適切な地点とする。</p> <p>5 予測時期</p> <p>工事の実施による影響が最大になる時期及び供用開始後事業活動が定常状態に達した時期とする。</p>	<p>1 大気質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">回避低減</p> <p>2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、大気質に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合性が図られているか否かについて評価する手法</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">環境基準等との整合性</p>

2 環境影響評価の実施及び準備書の作成

(☞参考資料1:5~7頁)

- (1) 環境影響評価の項目及び調査、予測、評価手法の再検討
→事業者は市民意見及び市長意見を踏まえ、必要に応じて再検討を行う。
- (2) 調査の実施
→事業者は調査を実施する。
- (3) 予測の実施
→事業者は予測を実施する。
- (4) 評価の実施
→事業者は評価を実施する。
- (5) 環境保全措置
 - ア 環境保全措置の検討
 - (ア) 環境影響を回避、低減するための環境保全措置を検討。
 - (イ) 環境基準などの目標を達成するための環境保全措置を検討
 - (ウ) (ア)の措置をとることが困難な場合である場合には、代償措置を検討
 - イ 検討結果の検証
 - ウ 検討結果の整理
- (6) 事後調査の計画
 - ア 事後調査の項目及び手法を選定する。
 - イ 事後調査の結果に応じた環境保全措置について検討する。

3 評価書の作成

(☞参考資料1:7頁)

- 事業者は準備書に対する環境保全の見地からの市民意見及び市長意見を踏まえ、必要に応じ、準備書の記載事項について検討を加える。

4 事後調査

(☞参考資料1:7~8頁)

- (1) 事後調査の実施
- (2) 事後調査結果後の環境保全措置の検討
→事後調査の結果を踏まえ、評価書に記載された措置のうち、事後調査の結果に応じて講じるとしていた措置について検討する。